

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る臨時休業等の取扱いについて

Jアラート等を通じて弾道ミサイル発射に係る緊急情報が発信された場合の対応について

- (1) 児童生徒等が登校前の場合 ⇒ 原則自宅待機
- (2) 児童生徒等が登下校中の場合 ⇒ 近くの建物等に避難
- (3) 児童生徒等が在校の場合 ⇒ 学校待機（避難行動）

なお、上記（1）から（3）における対応の解除は、自宅待機も含めて「弾道ミサイルが日本の領海外の海域に落下したとの情報」や「日本上空を通過したとの情報」が発信されるまでとします。

〔児童生徒のとるべき行動〕

児童生徒は各自で情報を確認し、自らの安全を確保し、学校及び自治体等の指示がある場合にはそれに従う。

Jアラート等を活用した緊急情報が発信された場合の行動例

- 【屋外にいる場合】建物や地下などに避難する。
- 【建物がない場合】物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 【屋内にいる場合】窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

ミサイルが着弾した場合の行動例

- ・近くにミサイルが着弾した場合は、屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

（平成 29.9.8 文部科学省事務連絡、「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」参照）

※臨時休業等については、状況に応じて学校が判断します。

